

質 疑 ・ 回 答 書

平成 30 年 4 月 25 日

発注番号		開札日	平成 30 年 5 月 7 日
委 託 名	新田中央公園再整備工事 (第 2 期)		
質問 番号	質 疑 事 項	回 答	
1	撤去図面に給水設備撤去があげられていますが、設計書には計上されておられません。撤去するものと考えてよろしいでしょうか。また撤去する場合、設計変更の対象となりますでしょうか。	給水設備撤去については、撤去するものと考えてください。設計書においては、コンクリート構造物取壊しの数量に含めて計上しております。よって設計変更の対象とはなりません。	
2	撤去図面に園名板ー 2 撤去があげられていますが、設計書には計上されておられません。撤去するものと考えてよろしいでしょうか。また撤去する場合、設計変更の対象となりますでしょうか。	園名板ー 2 撤去については撤去するものと考えてください。設計書においては、コンクリート構造物取壊しの数量に含めて計上しております。	
3	内訳書に計上されているコンクリート構造物取壊しの数量が実際と異なっていた場合、設計変更の対象となりますでしょうか。	設計変更に関する協議対象とします。	
4	設計書 62～64 頁、第 38 号明細書「藤棚撤去」、第 39 号明細書「倉庫 1 撤去」、第 40 号明細書「倉庫 3 撤去」のそれぞれについて、下記の項目をご教示ください。 ①現場発生品運搬のみが計上されていますが、積込み・運搬は必要ないのでしょうか。 ②上記が必要な場合、処分地及び距離をご教示ください。	①それぞれ積込・運搬は必要です。藤棚撤去については、設計書本工事費内訳書の殻運搬処理【コンクリート殻】、殻運搬処理（木材）にて積込・運搬を計上しております。倉庫 3 撤去については、殻運搬処理【コンクリート殻】、殻運搬処理【鋼材殻】にて積込・運搬を計上しております。 ②処分地の名称は記載できませんが、設計上において処分地までの距離は、コンクリート殻は 6.0 km 以下、鋼材殻は 2.0 km 以下、木材は、9.0 km 以下としています。	
5	設計書 67～72 頁、第 43～48 号明細書「伐採工」について、運搬及び処分費が計上されておられません。設計変更の対象でしょうか。ご教授願います。	第 43 号～47 号明細書伐採工明細書の運搬については、設計書第 44 号代価表で計上しております。第 48 号明細書伐採工の運搬については、設計変更に関する協議対象とします。処分費については、特記仕様書に記載しているとおり、搬入場所が都市樹木再生センターとなりますが、市負担となります。	

6	当該工事で、諸経費対象外の品目はあるのでしょうか。	ありません。
7	経費における現場環境改善費は計上されているのでしょうか。	計上していません。
8	経費で補正の掛っている項目はあるのでしょうか。	補正のある項目は、設計書経費一覧表の工種区分、施工地域・工事場所による補正、契約保証に係る補正、工事価格丸め、前払金支出割合区分、共通仮設・現場管理丸めです。消費税率は8%です。